

## 損害賠償制度の強化

## 知的財産推進計画 2004

## 第 2 章 保護分野

## 知的財産の保護の強化

## 3. 知的財産の保護制度を強化する

## (9) 損害賠償制度を強化する

侵害がされやすく権利者がそれを未然に防止することができないという知的財産権の特性を踏まえ、権利者を適正に救済し、侵害し得る社会からの脱却を図るため、知的財産に関する損害賠償制度の強化の方策について幅広く検討し、2004 年度末までに結論を得る。特に、インターネットによる送信可能化権侵害については、損害の回数や侵害額の立証が困難であることにかんがみ、文化審議会で検討されている損害賠償制度の見直しについて、2004 年度も引き続き検討を行い、立証負担の軽減を図る。

## 【現状の説明】

意匠権者又は専用実施権者が、意匠権の侵害により生じた損害の賠償を請求するためには、故意・過失、意匠権の侵害、損害の発生、侵害行為と損害発生との間の相当因果関係を証明しなければならない。しかし、これらの要件の立証は困難な場合が多いことから、意匠法は意匠権者又は専用実施権者の立証負担を軽減するために、民法、民事訴訟法の特則として次のような措置を講じている。

過失の推定（意匠法第 40 条）

逸失利益の立証の容易化（意匠法第 39 条第 1 項）

（平成 10 年法律 51 号改正）

損害額の推定（意匠法第 39 条第 2 項）

損害額の擬制（意匠法第 39 条第 3 項）

（平成 10 年法律 51 号改正）

具体的態様の明示義務（意匠法第 41 条で準用する特許法第 104 条の 2）

（平成 11 年法律 41 号改正）（平成 14 年法律 24 号改正）

文書提出命令の拡充（意匠法第 41 条で準用する特許法第 105 条）

（平成 11 年法律 41 号改正）（平成 16 年法律 120 号改正）

損害計算のための鑑定（意匠法第 41 条で準用する特許法第 105 条の 2）

(平成11年法律41号改正)

相当な損害額の認定(意匠法第41条で準用する特許法第105条の3)

(平成11年法律41号改正)

秘密保持命令(意匠法第41条で準用する特許法第105条の4)

(平成16年法律120号改正)

秘密保持命令の取消し(意匠法第41条で準用する特許法第105条の5)

訴訟記録の閲覧等の請求の通知等(意匠法第41条で準用する特許法第105条の6)

(平成16年法律120号改正)

**【論点】**

意匠権侵害訴訟における現行の損害賠償額に何か問題点があるか(例えば、懲罰的損害賠償制度の導入の必要性等)。

意匠権侵害訴訟の損害賠償額の算定において、意匠権者の立証負担が更に軽減されるべき事項があるか。